

令和5年第1回

常総衛生組合議会定例会会議録

令和5年2月3日

令和5年第1回常総衛生組合議会定例会議事日程

令和5年2月3日（金） 午前10時00分開会  
常総衛生組合大会議室

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 管理者報告
- 日程第4 議案第1号 常総衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 常総衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第6 議案第3号 常総衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例
- 日程第7 議案第4号 常総衛生組合情報公開条例
- 日程第8 議案第5号 常総衛生組合行政不服審査会条例
- 日程第9 議案第6号 常総衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 常総衛生組合の経費の負担金について関係市の負担割合を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 令和4年度常総衛生組合一般会計補正予算（第2号）

日程第 12 議案第 9 号 令和 5 年度常総衛生組合一般会計予算

出席議員（7名）

1番	倉持欣也君	3番	首藤太亮君
4番	小林芳子君	5番	中村豊君
6番	広瀬光一君	7番	堤茂信君
8番	坂野茂実君		

欠席議員（1名）

2番 青木浩美君

地方自治法第121条の規定により議案等説明のため出席を求めた者

管 理 者	小田川 浩 君
副 管 理 者	神 達 岳 志 君
副 管 理 者	松 丸 修 久 君
副 管 理 者	木 村 敏 文 君
会 計 管 理 者	石 島 昭 夫 君
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	梅 本 和 成 君
施 設 管 理 課 長	大 久 保 昭 仁 君
総 務 課 主 査 兼 庶 務 係 長	臺 匡 史 君
施 設 管 理 課 主 査 兼 第 一 施 設 係 長	豊 島 一 晃 君
施 設 管 理 課 主 査 兼 水 質 管 理 係 長	片 倉 俊 明 君

開会 午前10時00分

○副議長（堤 茂信君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、御参集くださいます、ありがとうございます。

青木浩美議長が体調不良により欠席のため、副議長の堤が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、節分ということで、季節の変わり目の日だということです。季節の変わり目には邪が入ってくるということで、豆をまいて鬼を退治するとそういった日であるということで、今日は邪が入ってこないように議事進行を務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は7名です。欠席議員は、青木浩美君です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回常総衛生組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による議案等説明のための出席者は、別紙により御配付のとおりであります。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、1番倉持欣也君と3番首藤太亮君の2名を指名いたします。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第3、管理者報告についてを議題といたします。

小田川管理者の報告を求めます。

○管理者（小田川 浩君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変忙しい中、令和5年第1回常総衛生組合議会定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本組合の運営につきましては、議員の皆様の御理解・御協力をいただきまして、構成市のし尿及び浄化槽汚泥をトラブル無く、順調に処理をしているところでございます。

また、昨年12月の坂東市議会選挙に御当選され、この度、組合議員になられました倉持議員におかれましては、改めて御尽力のほど、よろしく願いいたします。

なお、青木議長におかれましては、本日体調不良ということで、御欠席とのことですが、1日も早い御回復をお祈りいたします。

さて、今年度のし尿処理施設の運営状況につきましては、昨年度に策定しました「処理基本計画」及び「インフラ長寿命化計画」に基づき、必要な点検・修理を実施し、計画的な運営を進めております。

なお、今年度に発注しました事業で、コロナ禍等の影響により、部品の調達ができず、今年度中の完了が見込めない事業も出てきている状況です。

今後におきましても、本施設の適正な管理・運営を行うとともに、万全な収集体制を確保し、自然環境の保全や公衆衛生の維持に努めてまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案になります。

提出いたしました議案は、条例につきましては、制定が3件、廃止が1件、一部改正が3件、それと、令和4年度一般会計補正予算、そして、令和5年度一般会計予算の9案件でございます。

詳細につきましては、順次御説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、管理者報告といたします。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第4、議案第1号 常総衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第5、議案第2号 常総衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第1号 常総衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、職員の定年年齢の引き上げ等に伴い、組合が準用する常総市職員の定年等に関する条例の一部が改正されるため、これを提出します。

次に、議案第2号 常総衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、組合が準用する常総市職員の再任用に関する条例が廃止されるため、これを提出します。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 議案第1号について、御説明いたします。

本条例を準用しております常総市につきましては、先月の第4回市議会定例会において市条例が可決されたことから、本組合の条例につきましても、令和5年4月1日からの定年延長制度の実施に向けて改正するものです。

条文の内容としましては、第1条が読み替えになります。

市条例の「市長」を「管理者」に、また「市規則」を「組合規則」と読み替えるものです。

また、定年延長制度につきましては、2年に1歳延長となります。10年掛けて段階的に65歳に定年が延長されます。

この10年間につきましては、市においては、一部事務組合や広域連合の職員を「暫定再任用職員」として任用できることから、この組合におきましても、その条例を読み替えまして、「関係市」と読み替えるものです。

次に、議案第2号について御説明いたします。定年延長制度が開始されることから、再任用制度が廃止となります。このため、再任用の条例を廃止するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○副議長（堤 茂信君） 一括質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。採決はそれぞれ行います。

初めに、議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（堤 茂信君） 続いて、日程第6，議案第3号 常総衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例から日程第9，議案第6号 常総衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第3号 常総衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体が同法の適用対象となることに伴い、開示請求に係る手続きその他同法の施行に必要な事項を定めるため、これを提出します。

次に、議案第4号 常総衛生組合情報公開条例の提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、規定が未整備であったため、これを提出します。

次に、議案第5号 常総衛生組合行政不服審査会条例の提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本組合が行った決定等に係る審査請求に対し、実施機関の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関の編成を図るため、これを提出します。

次に、議案第6号 常総衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本組合が行った決定等に係る審査請求に対し、実施機関の諮問に応じて調査審議を行う行政不服審査会の委員に対する報酬及び費用弁償の額を定めるため、これを提出します。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 議案第3号について、御説明いたします。議案書を御覧ください。

令和3年に個人情報保護法が改正されまして、令和5年4月1日の施行に伴い、本条例を制定するものでございます。

条文の内容としましては、第1条が趣旨でございます。第2条が常総市の条例を準用

する規定と、必要な箇所の読み替えを行う内容となっております。

次に、議案第4号を御説明いたします。

先程の個人情報と関連します情報公開条例につきましては、条例の制定をしておりませんでしたので、同時に条例を制定するものでございます。

次に、議案第5号を御説明いたします。

行政不服審査会につきましては、先程の個人情報や情報公開の内容につきまして、実施機関の諮問に応じて、調査・審議を行うため審議会を設置するものでございます。

条文の内容といたしましては、第1条が設置でございます。第2条が常総市の条例を準用する規定と、必要な箇所の読み替えを行う内容となります。

次に、議案第6号を御説明いたします。

本条例の改正につきましては、先程の行政不服審査会委員の報酬等を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案書の2枚目を御覧ください。新旧対照表になります。

一番下の表の所になります。行政不服審査会委員の報酬につきましては、監査委員や公平委員と同様に、会長が日額7,000円、委員が日額6,000円となります。

次のページは、費用弁償になります。金額につきましても、監査委員や公平委員と同額となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（堤 茂信君） 一括質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。採決はそれぞれ行います。

議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第10、議案第7号 常総衛生組合の経費の負担金について関係市の負担割合を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第7号 常総衛生組合の経費の負担金について関係市の負担割合を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、関係市におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の変化に伴い、その負担割合を見直し、適正化を図るため、これを提出します。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 議案第7号について、御説明いたします。

今回の関係市の負担金の算出方法の変更につきましては、関係市からのし尿・浄化槽汚泥の投入量に差が生じてきていることから、見直しを行うものでございます。

このことにつきましては、配付しております関係市別投入量比較（予測）というA4用紙を御覧ください。

まず、状況について御説明いたします。令和2年、令和3年、令和4年と3年間の投入量について示した資料でございます。

この表の一番上が、全体となっております。その中の合計には、生し尿や単独浄化槽、また裏面には、合併浄化槽、農集排やコミプラの汚泥が入っており、個別にも載っております。

全体を見ていただきまして、今回の負担金の実績割が令和3年度の実績を基に算出しており、令和3年度が一番右にございますように、6.5%下がっている状況なんですけれども、特に守谷市とつくばみらい市においては、農集排の汚泥が一部入ってこないような状況になりまして、守谷市におかれましては、令和2年度と比較して、25.1%、

約4分の1ほど減となっております。さらに、令和4年度となりますと、見込みではございますが、29.3%減るとの見込みとなっております。

また、つくばみらい市におきましても、令和3年度に18%の減となっており、農集排が入らなくなったために、市の投入量が下がってきております。

このような状況もございまして、改正を行うものでございます。

議案の方に戻りまして、このように投入量に大きな差が生じておりますので、現在の均等割1割、実績割9割での負担金の算出では、関係市間の負担額に、更に大きな差が生じてまいります。

このため、組合方式での運営に鑑み、予算の歳出の議会費、総務費につきましては、均等割で行うこととしまして、し尿処理に必要な衛生費、予備費につきましては、手数料や繰越金などの歳入を引いた上で、投入量の実績割で算出するように変えるものでございます。

次に、これまでの算出方法の見直しについて御説明いたします。見直しにつきましては、過去に二度行っております。

本組合負担金条例が制定されたのが、昭和50年でございます。当初の算出方法は、当時の関係市、水海道市、岩井市、守谷町、伊奈村、谷和原村、谷田部町の人口割で行ってございました。

1回目の変更につきましては、昭和56年でございます。当時、公共下水道の整備が進んでおりまして、総人口から公共下水道の区域を除外した人口割で算出するようになりました。

2回目の変更につきましては、昭和60年でございます。当時、つくば市の市制施行に伴い、谷田部町が組合から脱退し、現行の均等割が1割、実績割が9割の算出方法に変更されています。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○副議長（堤 茂信君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 質疑なしと認めます。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可

決されました。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第 11，議案第 8 号 令和 4 年度常総衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第 8 号 令和 4 年度常総衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）。

令和 4 年度常総衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○事務局長（梅本和成君） 議案第 8 号について、御説明いたします。

補正予算につきましては、繰越明許費になります。

3 款衛生費，1 項清掃費，事業名 第一施設汚泥乾燥焼却設備動力操作盤ファジィ制御ユニット更新工事でございます。金額が，1,573 万円になります。

本工事の状況につきましては、専属的な業務のため、随意契約により、昨年令和 4 年 4 月 21 日に契約し、発注したところでございます。受注業者につきましては、コロナ禍等の状況により、電子部品等の調達が間に合わず、今年度中の完了が見込めないことから、翌年度に繰越しを行うものです。

説明は以上となります。御審議のほど、お願いいたします。

○副議長（堤 茂信君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 質疑なしと認めます。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（堤 茂信君） 日程第 12，議案第 9 号 令和 5 年度常総衛生組合一般会計予算を議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○**管理者（小田川 浩君）** 議案第9号 令和5年度常総衛生組合一般会計予算。

令和5年度常総衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,160万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用

詳細につきましては、事務局より説明をいたします。

○**事務局長（梅本和成君）** それでは、令和5年度常総衛生組合一般会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入歳出については、こちらの表で全体について御説明いたします。

歳入の1款分担金及び負担金、本年度予算額3億4,026万2,000円。前年度予算額2億6,470万7,000円。比較7,555万5,000円の増額です。

2款使用料及び手数料、本年度予算額1,126万8,000円。前年度予算額1,155万6,000円。比較28万8,000円の減です。

次に、3款財産収入、本年度予算額1,000円は、前年度と同額になります。

4款繰越金、本年度予算額1,000万円。前年度予算額3,200万円。比較2,200万円の減となります。これは例年ですと、翌年度繰越金が多く見込めたところですが、令和4年度の補正を昨年10月の定例会で行ったところですが、電気料と燃料費のA重油代の高騰により、本来予備費に入れるところですが、電気料が増額したということで、そちらの方に補正し計上したため、繰越額が減少した状況でございます。

次に、5款諸収入、本年度予算額7万5,000円。前年度予算額7万7,000円。比較2,000円の減となります。

本年度予算額3億6,160万6,000円。前年度予算額3億834万1,000円。比較5,326万5,000円の増でございます。

先程の繰越金が減少したことにより、各市の負担金が増えてしまったということでございます。

それでは、次のページで詳細について御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、各市の負担金の状況でございますが、予算資料の 1 ページを御覧いただきます。そちらの上にありますように、先程新しい算出方法に変わったことにより算出した金額となります。

下の方でございますのが、これまでの算出方法によります均等割が 1 割、実績割が 9 割で計算した金額との差を示してございます。一番右側に従来の計算方法との差がありますが、常総市でありますと、1,573 万 9,896 円の減となっております、このように計算方法の変更により、差が縮まったといった状況でございます。

各市の負担金につきましては、予算書に戻りまして、このような金額となっております。

続きまして、2 款使用料及び手数料、本年度予算額が 1,126 万 8,000 円で、前年度比マイナス 28 万 8,000 円で、率ではマイナス 2.5%です。

手数料につきましては、清掃業者からの投入手数料として、10 リットルあたり 3.6 円を徴収しております。

次に、3 款財産収入、こちらは先程御説明いたしましたように、前年度と変わりございません。

次に、4 款繰越金、1 目繰越金、本年度の予算額が 1,000 万円で、前年度より 2,200 万円少なくなっております。

次に、5 款諸収入、1 目雑入、本年度予算額が 7 万 5,000 円で、前年度比 2,000 円の減となります。内訳は、自動販売機設置料や自動検針装置設置料などがございます。

歳入の説明については、以上となります。

次に、歳出を御説明いたします。7 ページをお開きください。主なものについて、御説明いたします。

まず、1 款議会費、総額 98 万 9,000 円で、前年度比 50 万 9,000 円の増でございます。増額理由は、8 節の旅費でございます。説明欄の費用弁償（視察研修）48 万円は、1 人 6 万円で計上しております。その他の節につきましては、前年度と同様になります。

続きまして、2 款総務費、1 目一般管理費、1 億 2,087 万 1,000 円です。前年度比 310 万 8,000 円の減でございます。減額理由は、職員 1 名が退職したことによります。

1 節の報酬で、説明欄の行政不服審査会委員報酬 3 万 1,000 円は、新規に計上しております。

その次の会計年度任用職員報酬 342 万 9,000 円は、3 名分で、業務内容としましては、し尿搬入の受付業務や処理作業の補助などになります。

続きまして、2 節の給料、3 節の職員手当等、次ページの 4 節共済費は、正職員 12 名分の人件費となります。

続きまして、8 節の旅費は、説明欄の費用弁償（視察研修）24 万円は、管理者及び副管理者分になります。また、特別旅費（視察研修）30 万円は、職員分で、いずれも同様に 1 人 6 万円で計上しております。

11 節役務費の説明欄、通信運搬費 73 万 8,000 円は、インターネット環境のセキュリティ強化を図るため、NTT のサービスを追加し、前年度より 17 万円の増となっております。

次に、9 ページを御覧ください。13 節の使用料及び賃借料 214 万 7,000 円は、職員用パソコン等借上料や給与計算システム使用料を計上しております。

次に、18 節の負担金、補助及び交付金 2,218 万 7,000 円の派遣職員負担金は、来年度つくばみらい市からの 2 名派遣するための負担金でございます。

2 目の公平委員会費は、総額 15 万 6,000 円で、11 月に委員長の任期が満了となるため、選出のための会議を開催するため、1 回分多くなっております。前年度より 2 万 3,000 円の増となっております。

続きまして、10 ページを御覧ください。1 目の監査委員費、総額 7 万 9,000 円は、前年と同額で、5 日分の日額報酬を計上しております。

3 款衛生費、1 目施設管理費は、総額 3,080 万 6,000 円で、前年度比 576 万円の増です。

12 節委託料は、説明欄の一番下になります精密機能検査業務委託料 275 万円は、法に基づき 3 年に 1 度行う点検で、大きな故障を未然に防ぐとともに、この結果に基づき計画的に機器の修繕を進めるため実施するものです。

14 節工事請負費で、説明欄の一番下になります第二施設トランス・コンデンサ更新工事は、現在使用しているものには、有害物質である低濃度の PCB が含まれたものを使用しており、新しいものに交換する工事を実施するものです。

それ以外の交換や更新工事につきましては、5 年から 8 年程度で、定期的に行う工事になります。

次ページになります。18 節の負担金、補助及び交付金につきましては、各協会への負担金と講習会の負担金になります。

2 目し尿処理費は、総額 2 億 438 万 7,000 円で、前年比 5,010 万 3,000 円の増でございます。

10 節需用費が大きく予算の増えた項目で、消耗品費 1,503 万 5,000 円は、汚水や悪臭処理のための薬品関係で、前年度比で約 150 万円の増でございます。

燃料費 2,462 万 4,000 円は、汚泥の乾燥・焼却に使用する A 重油で、前年度比で約 300 万円の増でございます。

光熱水費 6,960 万円は、電気料で、前年度比で 1.84 倍の約 3,200 万円の増でございます。

修繕費 7,648 万円は、処理施設の機器の修繕費で、前年度比で約 1,400 万円の増でございます。

修繕内容の詳細につきましては、予算説明資料で、御説明いたします。資料の 8 ページ資料 8 になります。この修繕や先程の工事も同様でございますが、これらの実施につきましては、精密機能検査に基づき、必要な箇所を行うものですが、一番上の項目の前処理用破砕機定期点検修理及び部分交換修理（年 3 回分）923 万 3,000 円は、この破砕処理機は同じものが 3 台あり、例年ですと、刃のみの交換を行い、300 万円程度の予算で済んでおりましたが、令和 5 年度からは、本体も含めて 1 台ずつ交換していきます。そのため、前年度より 600 万円程度上がっております。

また、汚水処理は、24 時間 365 日稼働しておりますので、毎年摩耗した部品を交換するものもあります。そのような修繕につきましても、前年度より部品の価格も上がっており、1 割若しくは 2 割程度金額が上がっている状況でございます。

予算書に戻っていただきまして、工業用水料 933 万 5,000 円については、前年度と同額でございます。

この 10 節需用費だけで、約 5,050 万円上がっている状況となっております。

続きまして、12 節委託料につきましては、例年実施しております各種調査や検査になります。

また、上から五番目にあります一般廃棄物（焼却灰）処分委託料 323 万 4,000 円は、汚泥等の焼却灰を北茨城にあります最終処分場へ搬出して処分する委託料で、前年度とほぼ同額になります。

その下にあります汚泥乾燥焼却設備熱交換器点検清掃業務委託料 330 万円は、毎年

行う焼却炉内の点検清掃業務の委託料でございます。

次に、12 ページになります。3 目車両管理費は、総額 131 万 8,000 円は、前年度比 2 万 2,000 円の減でございます。公用車のリース代、車検、修繕及び燃料費になります。

なお、公用車の車種につきましては、乗用車、2 t ダンプ、バキューム車がそれぞれ 1 台と、フォークリフトが 2 台ございます。

最後に、4 款予備費 300 万円は、前年度と同額になります。

令和 5 年度常総衛生組合一般会計予算の説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（堤 茂信君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。中村 豊君。

○5 番（中村 豊君） はい。御説明ありがとうございました。事務局長さんからの御説明、大変よく分かりました。

質疑というわけではなくてですね、感想と感謝ということについてなんですが、視察研修の方を入れていただきまして、本当にありがとうございます。

つくばみらい市では以前から、SDGs とかゼロカーボンシティとか色々な言い方をしておりますが、やはり、次世代の人たちにとって、私たちは義務があるのではないかと思います。いろんな施設、それをできるだけ後世にとって恥じることのない、後世にとって良い施設であるといったことを心において、私たちが議員として努めていくべきと思っております。

その中で施設研修をさせていただくことは、大変有意義だと思います。できるだけ視察研修をした時にですね、議員の皆さんと一緒に、こういう施設の方が有効である、今も事務局長さんから修繕費等がたくさん掛かっているといった話もありましたので、長寿命化計画はできたんですけども、いつ壊れるかも分からない施設でもありますので、是非私たちが研修をして、次世代に残せるような施設を考えていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。以上です。

○副議長（堤 茂信君） 質疑はよろしいですか。

○5 番（中村 豊君） はい。

○副議長（堤 茂信君） ほかに質疑ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 質疑なしと認めます。本案は、原案のとおり決することに

御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○副議長（堤 茂信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（堤 茂信君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

令和5年第1回常総衛生組合議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時47分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

副 議 長      堤      茂信

1 番議員      倉持 欣也

3 番議員      首藤 太亮